

2019度 静岡県西部フットサルリーグ

《 実 施 要 項 》

- 【主催】 一般財団法人静岡県サッカー協会西部支部
- 【主管】 一般財団法人静岡県サッカー協会西部支部 フットサル委員会
静岡県フットサル連盟
- 【後援】 (株)ミカサ、宝くじのますみ、(株)ドリブルジャパン
- 【期日】 2019年5月～2019年3月
- 【会場】 浜松アリーナ・舞阪総合体育館・掛川市南体育館しーすぽ・掛川市総合体育館さんりーな・
磐田ゆめりあフットサルコート・浜松球's倶楽部
- 【参加資格】
- ①登録条件は以下の通りとする。
- (a)2019年度公益財団法人日本サッカー協会(以下、「JFA」とする。)に「フットサル1種」または「フットサル2種」の種別で加盟登録した単独のチームであること。本協会に承認を受けたクラブを構成する加盟登録チームについては、同一クラブ内の他の加盟登録チームに所属する選手を、移籍手続きなしに参加させることができる。
1チームあたり3名までの外国籍選手(国際フットサル移籍証明書により移籍が完了し、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を取得しているもの)の登録を認める。(ただしJFA基本規程第76条該当の選手1名を除く)
- (b)2019年度静岡県フットサル連盟(以下、SFF)に加盟登録した単独のチームであること。
1チームあたりの外国人選手登録数は制限を設けない。
但し、ピッチ上には2名以内とする。
- (c)フットサルチームの場合、JFAに「フットサル3種」の種別で登録した単独チームであること。
サッカーチームの場合、「2種」、「3種」または「女子」の種別で加盟登録した単独のチームであること。
外国籍選手外国籍選手は1チームあたり3名までとする。(aと同様)
但し、ピッチ上には2名以内とする。
- 【1部2部3部】
- (a)の条件で構成されたチーム。
(a)のチームに所属する2005年4月1日以前に生まれた選手で構成されたチーム。
- 【0-40】
- (a)または(b)の条件で構成されたチーム。
(a)または(b)のチームに所属する1980年4月1日以前に生まれた選手で構成されたチーム。
- 【レディース】
- (a)または(b)または(c)の条件で構成されたチーム。
(a)または(b)または(c)のチームに所属する2008年4月1日以前に生まれた選手で構成されたチーム。
女子に限る。
- ②前年度のチーム登録者が20%をしめること。
- ③参加選手は必ず全員スポーツ保険に加入すること。

- ④リーグ運営に協力すること。(会場準備・片付け・オフィシャル・ボールパーソン等。)
- ⑤登録選手及び登録役員でフットサル審判資格保有者いること。
 - ・1部2部 2名以上 (新規昇格チームは本年度内に取得すること)
 - ・3部 1名以上 (継続参加チーム及び新規参入チームは本年度内に取得すること)
 - ・O-40 3名以上 (新規参入チームは本年度内に取得すること)
 - ・レディース 1名以上 (新規参入チームは本年度内に取得すること)

【競技形式】

- ①競技方法
各リーグの規約に基づく
- ②試合時間
各リーグの規約に基づく
- ③順位決定
勝点合計の多いチームを上位とし、順位を決定する。勝点は、勝ち3、引分け1、負け0とする。
勝点合計が同じ場合は、以下の順序により決定する。
 - (1) 当該チーム間の対戦成績
 - (2) 当該チーム間の得失点差
 - (3) 当該チーム間の総得点数
 - (4) リーグ内での総得失点差
 - (5) リーグ内での総得点数
 - (6) 下記に基づく警告、退場のスコアがより少ないチーム
 - i.イエローカード1枚 1ポイント
 - ii.イエローカード2枚によるレッドカード1枚 3ポイント
 - iii.レッドカード1枚 3ポイント
 - iv.イエローカード1枚に続くレッドカード1枚 4ポイント
 - (7) 抽選

【競技規定】

JFA制定『Futsal Laws of the Game・2018/2019』に基づく。
但し、静岡県フットサル競技「特別規定」及び各リーグの規約に基づき一部ローカルルールを適用する。

- ①使用球
フットサル用ボール MIKASA FLL500(空気圧 0.6-0.7kg/cm²)
- ②競技者の数
各リーグの規約に基づく
- ③チーム役員の数
各リーグの規約に基づく
- ④競技者の用具
 - (1)ユニフォーム
 - (ア)JFA「ユニフォーム規程」に則る。
 - (イ)ユニフォームに表示する番号、チーム名、広告などについてはJFAが定めるユニフォーム規定に適合していること。
広告の掲載については所定の申請が完了していること。また証明書のコピーを大会本部へ提出すること。大会本部へ提出しなかったユニフォームは着用を認めない。
 - (ウ)フィールドプレーヤー、ゴールキーパーともに、色彩が異なり判別しやすい正副のユニフォーム(シャツ、ショーツ、ソックス)を大会登録票に記載し、各試合には正副ともに必ず携行すること。
 - (エ)チームのユニフォームのうち、シャツの色彩は審判員が通常着用する黒色と明確に判別しうるものでなければならない。パンツについては黒を認める。

- (オ)フィールドプレーヤーとして試合に登録された選手がゴールキーパーに代わる場合、その試合でゴールキーパーが着用するシャツと同一の色彩及び同一のデザインで、かつ自分自身の背番号のついたものを着用すること。
- (カ)シャツの前面、背面に大会登録票に登録した選手番号を付けること。ショーツにも選手番号を付けることが望ましい。選手番号は服地と明確に区別し得る色彩であり、かつ判断が容易なサイズのものでなければならない。
- (キ)選手番号については1から99までの整数とし、0は認めない。フィールドプレーヤーは1番をつけることが出来ない。必ず本大会登録票に記載された選手固有の番号を付けること。選手登録後の選手番号変更は原則として認めない。
- (ク)パワープレーを行うチームは、マッチコーディネーションミーティングの際に使用するユニフォームについてあらかじめ審判に申請を行うこと。
また、キックオフ時のGK選手のユニフォームについて、パワープレー用のシャツの着用のみの出場を認める。但し必ずGK登録として出場しマッチコーディネーションミーティングで申請すること。
- (ケ)着用するアンダーシャツ、アンダーショーツ、タイツはチームで統一させること。
- (コ)アンダーシャツを着用する場合、その袖の色はユニフォームの袖の主たる色と同じでなければならない。
- (サ)アンダーショーツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じでなければならない。
- (シ)タイツを着用する場合、その色はショーツの主たる色と同じでなければならない。
- (ス)アンダーシャツ、アンダーショーツ、タイツいずれの場合も、審判員がユニフォームと同色と認めた場合のみ着用することができ、認められない場合は着用出来ない。
着用する場合はマッチコーディネーションミーティング時に提示すること。
- (セ)ソックスの上にテープやバンテージ、アングルサポーター等を着用する場合、そのテープ等の色はソックスと同じものに限る。
- (ソ)キャプテンマークを付けること。
- (ダ)装飾品等試合に関係ない物は着用出来ない。
- (チ)チーム名以外のユニフォームへの文字の表示は、文字の内容、意味にかかわらずスポンサー名の表示と判断し、申請料を支払うこととする。(正式チーム名ではない表示も同様とする。東海リーグの対応内に準ずる)
- (ツ)ベンチ入りする役員の服装は、ベンチ入りするに相応しい服装とする。
- (テ)試合中の交代要員は、競技者と異なる色のビブスを用意し着用しなければならない。
(2色以上用意すること)
- (ト)その他のユニフォームに関する事項については、本協会のユニフォーム規程(2016年4月1日施工)に則る。ただし、今回の規程で追加・変更となった内容のうち、以下は2019年3月31日まで旧規程による運用を許容する。
- 第5条[ユニフォームへの表示]※該当のみ抜粋
- ・GK グローブ・キャップへのチーム識別標章・選手番号・選手名の表示
 - ・両肩・両脇・両袖口・両腰脇・両裾に表示できる製造メーカーロゴマークの幅(10cm から8cm に変更)
 - ・同一の製造メーカーロゴを帯状に配置する場合のロゴマーク間の距離
- (2)靴底は接地面が黒色以外のインドア用フットサルシューズのみ使用可能とする。
(但し利用施設の条件に従うものとする。ノンマーキング素材も含む。)
人工芝では、フットサルシューズ・アップシューズの着用を認める。(スパイク不可)
- (3)すね当てを着用する。

【懲罰】

- ①大会期間中に警告(イエローカード)を2枚受けた選手は次の1試合は出場停止とする。
- ②同一試合2枚の警告での退場(レッドカード)は次の1試合は出場出来ない。
- ③本大会にて一発退場を命じられた選手については、次の1試合は出場出来ない。
それ以降の処置については規律委員会に諮り停止試合数を決定する。
その試合当日に当事者とチーム代表者により事情聴取を行い処分を決定する。

- ④退場による公式戦出場停止処分は、同一競技会における直近の試合において適用されるものとする。処分が複数試合の場合は、順次、当該同一競技会におけるその次の試合において適用されるものとする。
- ⑤退場処分による出場停止が大会内で消化しきれない場合は、次の公式戦で適用となる。上記の場合、移籍の場合など大会間の伝達必要な場合、伝達責任は当事者(選手/当該チーム)にある。
- ⑥本大会にて退場を命じられた役員は次の試合のベンチに入れず、それ以降の処置については大会の規律委員会で決定する。
競技中の負傷については各チームで対処すること。
- ⑦出場停止を受けた選手はスタッフとしてもベンチ入りすることが出来ない。
また競技場への出入り、観覧席からの指示も禁止とする。
- ⑧累積警告での出場停止処分についても同一競技会で消化するものとする。

【暴力行為等】

- ①暴力行為があった場合、いかなる理由があっても成績は抹消し一般財団法人静岡県サッカー協会規律委員会もしくはフットサル委員会主催の規律委員会に諮り処分を決定する。
- ②大会運営上問題があるチーム(審判・相手チームなどへの暴言やヤジ(SNS等への書き込みを含む)、品位の欠如、ゴミの片付け等モラルの欠如)は一般財団法人静岡県サッカー協会規律委員会もしくはフットサル委員会主催の規律委員会に諮り処分を決定する。

【選手証】

静岡県フットサル競技「特別規定」の適用を受けるものとする。

- ①1部2部3部リーグ各チームの登録選手は、JFA発行のフットサル選手証(顔写真付)を試合会場に持参すること。
不携帯の場合は当該試合への出場を認めない。
- ②0-40・レディースリーグ各チームの登録選手は、①の選手証またはSFF発行のフットサル選手証(顔写真付)を試合会場に持参すること。
不携帯の場合は当該試合への出場を認めない。

【選手変更届け(選手追加・移籍)】

原則として別紙「選手変更届け(選手追加・移籍)について」に沿う。
但し一部期限を変更するリーグもある。

【役員登録・変更】

SFF 役員変更届けを提出し、1週間経過後からベンチ入り出来る。
静岡県フットサル競技「特別規定」の適用を受けるものとする。

【試合中の水以外の飲料の摂取について】

静岡県フットサル競技「特別規定」の適用を受けるものとする。
但し、体育館で行う場合による。

【その他】

- ①試合当日、チーム代表者は速やかに大会本部にて受付を行うこと。(選手証持参の上)
- ②通信機器、撮影機器等をベンチ及びピッチ内に持ち込み使用することは出来ない。但し取材申請書を大会本部へ提出し許可を得た場合のみ本部で指定する場所での撮影を認める。その場合撮影者は選手及び役員としてベンチ入りは出来ない。
- ③施設及びその他損害を与えた場合は全て当該チームの責任にて処理する。
- ④記載のない事項については各リーグ運営委員長に確認すること。
- ⑤夏季のエアコン使用については参加費とは別で各チーム負担とする。
エアコン使用料は当日受付時に本部にて回収する。
- ⑥3部リーグ、レディースリーグ、0-40リーグは一部実施要項を緩和することもある。
- ⑦静岡県フットサル競技「特別規定」の適用を受けるものとする。

【駐車場】

試合会場により駐車許可証を発行する。★無断駐車をしないように！

【審判員】

一般財団法人静岡県サッカー協会西部支部派遣審判員及び西部レフリースクールより派遣